





観的に認められる記録が残 る。」旨の判示をした。 額の計算上控除すべきであ は、一時所得ではなく、雑 為の態様や規模等によって されている場合など、払戻 実際に行っていることが客 れ馬券の購入代金も所得金 り、その場合においては外 所得に該当する場合があ 金を受けた者の馬券購入行 羅的、大規模に行ってお て、多数回かつ頻繁に、網 違反被告事件の判決におい 当たり馬券の払戻金による 裁」という。)は、競馬の 9るソフトウェアを使用. こ、「馬券を自動的に購入 へ阪の元会社員の所得税法 この最高裁の判決を踏ま さる3月10日、最高裁判 かつ、そうした購入を

払戻金課税の現状

金、競輪の車券の払戻金等

条第2項では、「一 でとは変わっていない。 いとする取扱いは、これま 馬券の購入代金を一時所得 ところで、所得税法第34 収入金額から控除できな 時所得

正は、特殊・異例なケース

税庁の所得税基本通達の改

今回の最高裁の判決や国

般の競馬ファンの当たり馬 に限定したものであり、一

**券の払戻金について、** 

追加する改正案を公表し、 競馬の馬券の払戻金に係る 得は、・・・雑所得に該当 購入が一体の経済活動の実 券を自動的に購入するソフ 当する旨定めた所得税基本 ととに留意する旨の記述を 所得は一時所得に該当する する。」とし、これ以外の 態を有する・・・場合の競 常的に上げ、一連の馬券の 着目しない網羅的な購入を 頻繁に個々の馬券の的中に 長期間にわたり多数回かつ 条件設定と計算式に基づい とともに、注書きで、「馬 から生じたものを除く。)」 利を目的とする継続的行為 通達34―1について、「(営 に係る所得は一時所得に該 して・・・多額の利益を恒 てインターネットを介して とのかっと書きを追加する の馬券の払戻金に係る所 ウェアを使用して独自の 支出は、それによって収入 項目としての意味をもつ い理由は、「ギャンブルの 馬券の購入代金を控除しな る。) の合計額を控除し、 ャンブルを楽しむための支 が、その支出は、同時にギ が得られたときはその控除 れ馬券の購入代金を含めた か損をしたというのは、外

スだけが当たり、8千円 を10種類(1千円)ずつ選 日の全レースの100円券 千円の損をしたことにな 合、甲はこの日の競馬で4 んで購入し、1万2千円を 払戻しを受けたといった場 つぎ込んだところ、1レー 場へ行き、穴ねらいで、同

そして、甲自身はこの日

その収入を得るために支出 の金額は、その年中の一時 その残額から一時所得の特 所得に係る総収入金額から する。」と規定されている。 別控除額を控除した金額と の収入を生じた原因の発生 た行為をするため、又はそ した金額(その収入を生じ に伴い直接要した金額に限 としての側面があり、一時

と所得が算出されないとい う認識を持っている者が多 れ馬券の購入代金を含める 者は少ないが、これは、外 いことがその一因であると ついて確定申告をしている

また、収入金額から外れ

## 払戻金課税の不合理性

3

般に、競馬で儲けたと

という認識しか持てない

合計額を総収入金額とし、

し、客観的にも同じように

しか見られないのである。 これに対して、

の競馬で4千円の損をした

つまり一種の消費支出

計算によるものである。 例えば、甲が休日に競馬

その一時所得の計算上控除

の一時所得の収入があり、 は、この日の競馬で8千円

税上の取扱いでは、甲に

り扱うも妨げないものとす

る。」と定められていた。

現行の課

り、差引き7900円が一

から昭和45年7月までの5

に改正された昭和4年3月

得税法第3条が現行の条文

「一四九」の取扱いは、

この旧所得税基本通達

購入代金の100円であ できるのは、当たり馬券の

時所得の課税対象額である

年間で50万円の特別控除後 としている(一時所得は、

のである。

そして、昭和45年7月1

そのまま適用されていたも 年余りの期間においても、

の金額の2分の1が課税所

のである。 あるものと考え、その支出 務協会発行「注解所得税 の。」(平成6年3月大蔵財 合に限って控除を認めると は、それが収入を生んだ場 所得に係る支出には多かれ 法」)との考え方によるも いう建前をとっているも 少なかれこのような要素が なお、馬券等の払戻金に

のが自然である。

で一体として購入し、その 外れの区別のつかない段階 る。」とする意見が多く聞 尽で不合理なものであ の原則』に合致しない理不 の大原則である『応能負担 くなったり、1年間の損益 馬券投票行動全体を見た場 所得のある者にその所得に 取扱いは、わが国の所得税 が算出されたりする現行の が赤字であっても課税所得 の利益よりも課税所得が多 合に、1年間における実際 応じて課税するのであり、

た金額。」に当たると見る 原因の発生に伴い直接要し め、又はその収入を生じた 項のかっと書きの「その収 であり、この一体として購 中から当たり馬券が出るの べてが所得税法第3条第2 人を生じた行為をするた 入した馬券の購入代金のす また、税に係わっている

取り扱い変更の必要性

その年中における買入金の 合計額を『収入を得るため に支出した金額』として取 その年中における払戻金の 達「一四九」では、「競馬 **常時馬券又は車券を買って** 国税庁の旧所得税基本通 と記載されている。 図るよう努められたい。」 のみならず条理、社会通念 の規定の趣旨、制度の背景 をも勘案しつつ、個々の具 な適用に当たっては、法令 得税基本通達の前文には、 日付で改正された現行の所 体的事案に妥当する処理を 「・・・との通達の具体的

いるような者については、

又は競輪の常連のように、

金を一時所得の控除項目の とにはならず、今後、(国 税庁が)外れ馬券の購入代 税法第34条の下で旧所得税 の)所得税法及び所得税基 の取扱いをしても(現行 基本通達「一四九」と同様 中に含める取扱いに変更す 本通達の趣旨から外れると したがって、現行の所得

ている国庫 財政の健全 北海道や東 主催者となっており、地方 業従事者の については、地方自治体が 与えることにもなる。 一方、地方競馬・競輪等 一元を目的の一つ

今後、中

ると、JRAが国に納付し 等、全国各地の競馬関連事 の10%)が減少するほか、 北地方の馬産地 仕事に悪影響を |納付金(売上金 央競馬が衰退す

ば、電話又はインターネッ 扱いが変更されるのであれなお、現行の課税上の取 A等からの送信記録をプリ び払戻金額についてはJR トによる馬券の購入金額及 トしておくことにより、

【上野】

告をする者が多くなるもの 売場における馬券の購入金 おくことにより、適正な申 額及び払戻金額については また、競馬場又は場外馬券 (本人が) 正確に記録して

## 非課税化の必要性

と思われる。

5

等のファ ままでは、 はないか。 き始めており、この状態の となり、多くの競馬・競輪 いなくても課税されるので 課税問題がマスコミの話題 する恐れがある。 輪等のファンがさらに減少 り、馬券の払戻金に対する 今回の最高裁の判決によ 」との不安を抱 今後、競馬・競 いは、「儲かって

るとの意見も多く聞かれ すべて非課税にすべきであ 輪等の公営 る意見のほかに、競馬・競 入代金を一 目に含めるべきであるとす このため、外れ馬券の購 |競技の払戻金を 時所得の控除項

(日本中央競馬会法第1条)。 他畜産の振興への寄与」も ほか、「馬の改良増殖その 健全な娯楽の場を提供する 催者となっており、国民に 中央競馬は、JRAが主

に寄与することになる。 いては地方財政の健全化

転車競技法第1条)。 として設置されている(自 この地方競馬、競輪等の

しかし、馬券は当たり・

り赤字となっており、その 多くは存続が危ぶまれてい は、近年の売上の減少によ 公営競技の大部分において

地の公営競技の廃止を後押 ファンが減少し、売上金も とになる。 減少すると、これが全国各 うする結果にもつながると とのような状況の中で、

また、地方競馬・競輪等に 営競技のファンの増加を促 ことが、競馬・競輪等の公 また、このことが地方の衰 者が職を失うことになり、 等の払戻金を非課税にする 退・弱体化に拍車をかける の公営競技関連事業の従事 庫納付金の増加に寄与し、 JRAから国に納付する国 ことにもなり兼ねない。 そして、これにより多数 したがって、競馬の馬券 、中央競馬については、

ことが必要であると思われ 等の払戻金を非課税にする 法令を改正して競馬の馬券 したがって、近い将来、